

今後の検討の進め方について（哺乳類・鳥類）（案）

「第二次以降の特定外来生物等の選定の作業手順」に基づき、検討対象の生物について、例えば次の特性やその組み合わせに着目して知見と情報の整理をすすめ、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると判断されるものについて選定するものとする。その際、文献による知見が不足していると思われるものについては、下記の特性に関する文献以外の情報の蓄積に努め、これらの情報をもとに、専門家会合における判断が可能かどうか検討する。

なお、海外で被害をもたらしているものについては、海外での被害の内容を確認し、次の特性等に着目して我が国に定着して被害を及ぼすおそれについて検討する。

在来生物に対する捕食能力が高いこと（在来生物側の捕食回避能力が低いこと）

在来生物と比べ繁殖能力が高いこと

分布拡大能力に優れていること

大型の草食動物で植生構造を著しく変化させるおそれがあること

我が国にその生物を捕食する天敵がないこと

在来生物と近縁で交雑を起こす可能性が高いこと

野外へ逸出しやすい性質（逸脱する能力）や遺棄されやすい性質（気性の荒さ等の危険性を持つこと、大型化すること）を有していること、

大量に流通・飼養されていること

野外での利用を前提とした放逐がなされる可能性があること

在来の野生動物に感染症をもたらすおそれがあること